

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## 情報誌「ちょこたび埼玉」による情報発信事業業務委託 仕様書(案)

### 1 業務名

情報誌「ちょこたび埼玉」による情報発信事業

### 2 目的

埼玉県の物産観光資源や県内事業者が提供する商品・サービスを、情報誌「ちょこたび埼玉」(以下「情報誌」という)をツールとして魅力的に発信・紹介し、これにより埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」(以下「HP」という)やちょこたび埼玉 SNS(以下「SNS」という)への誘導、県内観光への誘客、物産の販売促進を図ると共に、情報誌の利活用の実態について情報を収集し、分析することを目的とする。

### 3 業務期間

契約日から令和7年3月31日(月)までの期間とする。

### 4 基本方針

下記の基本方針に従い、作成すること。

- ① ターゲット  
第3期彩の国 DMO 戦略における国内ターゲット
- ② 令和7年2月にリニューアルする HP のコンテンツを中心に、「購入」「集客」など、アクションにつながるプロモーションとすること。

### 5 委託業務内容

#### (1) 情報誌の制作

- ① サ イ ズ: B5版
- ② ページ数: 表紙を含め20ページ以上
- ③ 印刷用紙: 紙質=コート紙、マットコート紙または上質紙、厚み=70kg 以上
- ④ 色 数: 両面カラー印刷(4C)
- ⑤ 発 行: 令和7年2月初旬(令和7年2月20日(木))を期限とする。

- ⑥ 部 数: 80, 000部以上
  - ⑦ 発送件数: 250件(箇所) ※場合により増減する可能性あり
  - ⑧ 情報誌(紙媒体)の誌面構成
    - ・ HP・SNS の紹介
      - ※HPは令和7年2月に新サイトへのリニューアルを予定しているため、新サイトの紹介記事を必ず掲載すること。
    - ・ 埼玉県全体地図
    - ・ 埼玉県5地域(中央、東部、北部、西部、秩父)に分けた観光コンテンツの紹介
- ※地域分けは下記のページを参照  
<https://chocotabi-saitamajp/event>
- ・ 読者アンケート
  - ・ 県内交通インフラ情報
- ※上記は、あくまで参考とし、デザイン・内容等については受託者の提案を基に、協会と協議の上で決定すること

#### 表紙

- ア. ターゲットを中心に、多くの人が思わず手に取ってみたいくなるような情報誌にするため、読者に埼玉県の魅力が印象強く伝わるようデザインを工夫すること。
- イ. 表紙には協会が提供するロゴを使用すること。

#### 本文

- ア. 積極的な取材と情報収集に基づき、他と差別化が図れる深みのある文字情報と映える写真、イラスト等を使用するなどして、インパクトのある内容にすること。
- イ. 社会情勢やニーズ、流行を鑑みつつ、埼玉県への探求心を掻き立て、県内への誘客や、消費を促す魅力的な内容構成を提案すること。
- ウ. 掲載スポット、店舗等は、受託者の提案の上、協会との協議の上で決定すること。
- エ. 読者がアクションを起こしやすいよう二次元コードを活用すること。二次元コードのリンク先への誘導の実態についてデータとして把握できる工夫をすること。
- オ. 読者を HP・SNS へ誘導する仕組みを工夫すること。誘導の実態についてデータとして把握できる工夫をすること。
- カ. 読者が情報誌を長期間(1年以上を目標とする)保管し、旅行時の携帯に繋がる工夫をすること。
- キ. 読者が情報誌の入手から掲載情報を基にどのようにアクションを起こしたか、動向がデータとして把握できる工夫をすること。手法については受託者の提案のうえ、協会との協議の上で決定すること。

#### (2) 発送

- ① 委託者が指定する発送先に指定数量を発送すること。発送に関わる費用は委託費に含

まれる。

- ② 鉄道会社、道路管理者などへの発送では、必要に応じて発送に関わる事前調整、管理番号取得等、許諾手続きを取ること。
- ③ 上記以外でも必要に応じて受け入れ側との数量、手続き等の調整に努めること。

### (3) 読者アンケート

- ① 情報誌の読者の傾向(居住地、年代、性別、情報誌の取得場所等)と、埼玉県観光や物産の購入に関する嗜好、ニーズ等が把握できるアンケートを実施すること。アンケート項目は受託者が提案し、協会との協議のうえで決定する。
- ② アンケートは二次元コードを活用した Web アンケートとする。
- ③ アンケートの回答期限は、情報誌発行から1か月とする。
- ④ アンケートの回答数の増大を図るため、読者プレゼントを設定すること。
- ⑤ 回答締め切り後、速やかにアンケートで収集した情報をエクセルデータとして取りまとめ、協会に報告すること。
- ⑥ 報告された情報を基に、協会が決定した当選者に読者プレゼントを発送すること。発送費は委託費に含まれる。
- ⑦ 読者プレゼントの提供元を開拓すること。提供元は、情報誌掲載内容に関する県内事業者が望ましい。数量は3～5社より、1社あたり5～10点とする。

### (4) データの分析

情報誌の利活用の実態について把握するため、HP・SNS への誘導に関して取得したデータを分析すること。

### (5) KPI の設定

読者が情報誌から HP・SNS のページに遷移した誘導率について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。

## 6 効果検証報告

本事業の効果検証を行うため KPI を設定し、達成方法を計画した上で、評価を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。また、翌年度以降の改善策も併せて記載すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること。

- ① 提出物
  - ・ 事業実施報告書 部数 2部
  - ・ 上記報告書を記録した電子データ
- ② 項目
  - ・ 制作物配布状況

- ・ HP・SNS への誘導率、掲載二次元コードの閲覧状況、アンケート回収結果、動向調査等の結果とそれらに関する考察
- ・ 情報誌の利活用の実態に関する分析と考察
- ・ 制作、調査上の課題点や次年度以降の改善策に関する考察等

③ 提出期限

- ・ 令和7年3月31日(月)

④ 提出先

- ・ 一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

## 7 成果物

次のものを紙媒体及び電子媒体(USB 等)で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

- ① 本事業において使用した本誌PDFデータ、写真、動画、イラストデータ、DTPデータ、AIデータ、掲載スポットに関するデータ(住所、連絡先、担当者等)
- ② 事業実施報告書

## 8 その他

- ① 業者決定通知後、速やかに協会と協議を実施し、受託者が提案する実施計画書を基に、体制、制作スケジュール、役割分担について提示、説明を行うこと。また、事業の進捗状況を適時協会に報告し、協会との連絡を密に行うこと。必要に応じて協会との会議の場を設けること。
- ② デザイン、内容、手法等については協会と協議の上で決定すること。
- ③ モデル、ライター等を起用する場合は、候補者を挙げ、協会と協議の上で決定すること。
- ④ 県内観光への誘客、物産の販売促進の相乗効果を狙うため、必要に応じて埼玉県物産観光協会が運営するHP・SNSそれぞれの管理者との会議に参加すること。
- ⑤ 協会が使用できる情報誌に関するバナーデータを制作すること。
- ⑥ 契約期間後も二次元コードの読み取り状況、HP・SNSへの誘導状況、読者の動向を協会が把握できるようにすること。

## 9 本事業において取得した写真・動画に関する権利の帰属等

- ① 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に権利者の承諾を得ること。
- ② 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- ③ 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、受託者の責任及び費用で行うこと。

- ④ 制作に使用した写真、イラスト、デザイン、ライティングの著作権は、他事業者から借り受けたものを除き、すべて協会に帰属するものとする。埼玉県観光物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を協会が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

#### 10 委託業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- ② 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ③ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ④ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- ⑤ 受託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本事業により発生した収入があり、得られた収入から委託金額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は協会に返還するものとする。
- ⑥ 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ⑦ 受託者は、委託業務の履行に当たり、不測の事態が発生した場合は、速やかに協会に報告し、対策を相談の上、迅速に事態の收拾に努めなければならない。
- ⑧ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ⑨ 協会が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- ⑩ 本事業の魅力を高める施策として自由提案があれば記載すること。
- ⑪ 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。
- ⑫ 協会が行うHP・SNS、その他業務との連携の必要が生じた場合、別途見積にて相談する場合がある。